

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

| | | |
|----------------|---|---|
| 不利益処分名 | 指定ばい煙の処理方法の改善命令等 | |
| 根拠法令・条項 | 大気汚染防止法第9条の2 | |
| 所 管 課 | 環境保全部環境対策課 | |
| 処 分 基 準 | <p>大気汚染防止法第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるとき。</p> | |
| 聴聞・弁明の機会の付与の区分 | 聴聞又は弁明の別 | ・聴 聞 ・弁 明 |
| | （聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等） | ただし、行政手続法第13条第2項第3号に規定する「法令上技術的な基準が明確であり、当該基準が充足されていないことを理由とした不利益処分をするとき」に該当するため、手続を省略する。 |
| | 個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項 | |